#### 研究ノート

# 北中部地区基準協会高等教育委員会における アクレディテーションプロセスの特色 一わが国の認証評価制度改善への示唆一

山口 豪

(デジタルハリウッド大学)

本稿の目的は、北中部地区基準協会高等教育委員会(NCA-HLC)におけるアクレディテーションプロセスの特色を考察し、わが国の認証評価制度改善への示唆を導くことにある。

本稿では、第1に近年のわが国の大学を取り巻く環境を概観し、第2にNCA-HLCのアクレディテーションシステムに関する先行研究をレビューする。そして、第3に2013年からのNCA-HLCにおけるアクレディテーションプロセスの特色を分析し、特にNCA-HLCのスタンダードパスウェイ、オープンパスウェイ、およびAQIPパスウェイに焦点を当てて考察する。最後に上記の考察を踏まえて、将来のわが国の認証評価制度改善の方向性を提示する。

キーワード: 北中部地区基準協会、スタンダードパスウェイ、オープンパスウェイ、AQIP パスウェイ、連邦規 則遵守プログラム

# 1. 本稿の目的

わが国の大学を取り巻く環境は、グローバル化及び情報 化の進展、進学率が50%を超えると同時に18歳人口の 減少というユニバーサル化時代の到来、国・地方自治体 の危機的な財政状況、2011年3月11日の東日本大震災 によるサスティナブル社会を構築する重要性の高まり、第4 次産業革命の加速化による社会・産業構造の変化などに よって、めまぐるしく動いている。こうした激動する状況の中 で、わが国の大学は、社会の変革を担い得る有為な人材 を育成し、その人材を社会に輩出することがより一層求めら れ、そのためには、わが国の大学の教育研究の質、運営 の質に対する信頼の確立がより一層求められている。

かかる状況下において、2018年4月1日からの認証評価制度改善に関わる省令の一部改正の施行によって、大学評価基準に定める項目のうち、「内部質保証に関すること(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)については、重点的に認証評価を行うものとすること」が定められた<sup>1</sup>。

この「内部質保証に関すること」について、大学基準協会は、すでに、他の認証評価機関に先駆けて、2011年度の第2期機関別認証評価から内部質保証を重視する大学評価システムを構築し運用している。しかしながら、「2011~2015年度に大学基準協会の機関別認証評価を受けた大学(204大学)について、評価結果において、

『内部質保証』に提言(長所・努力課題・改善勧告)が付された大学の割合を調べたところ、その3割以上に、問題点(努力課題・改善勧告)の指摘がなされている」(大学基準協会,2016,p.4)。このように、わが国において、内部質保証に問題を抱えている大学が少なからず存在していることが見受けられる。

では、どのようにすれば、わが国の大学で内部質保証が定着し、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築することができるようになるのであろうか。

その手がかりとして、本稿では、まず、機関自らの改善を促進することに焦点を当てた先進的なアクレディテーションプロセスを採用している北中部地区基準協会高等教育委員会(North Central Association of Colleges and Schools, The Higher Learning Commission: NCA-HLC)の取組みを考察する。つぎに、その考察からNCA-HLCのアクレディテーションプロセスの特色を導き、わが国の大学の教育研究活動等の改善をより一層促進するために、今後、わが国の認証評価制度をどのように改善していくべきなのかという問題について、同制度の改善の方向性を考究する。その中で、とりわけ、本稿では、NCA-HLCの事例が、わが国の認証評価制度改善に向けてどのような示唆を与えていると考えられるかという点について論究することを本稿の目的と位置付けて、以下で詳しく述べる。

#### 2. 先行研究

NCA-HLC の評価システムに関する先行研究について、 以下の3つの観点から整理する。

第1は、NCA-HLCの評価システム全般を考察した研 究である。まず、1990年~1992年のNCA-HLCにおけ る『アクレディテーション・ハンドブック』並びにその関連資 料を翻訳し、アクレディテーションのプロセスを解説したもの としては、大学基準協会企画/早田幸政訳(1995)があ る。つぎに、NCA-HLCの評価システムを他の米国におけ る地区基準協会と比較考察したものとしては、大学基準協 会(1998, 1999)の実態調査報告書がある。前者はアク レディテーションプロセスとスタッフの役割という観点から比 較考察したものであり、後者はその後の動きをフォローした ものである。 さらに、2012年以降の NCA-HLC による評価 システムの改革を考察したものとしては、前田(2015)と日 本高等教育評価機構(2014a)がある。前者は、NCA-HLCが伝統的な評価方式 (Program to Evaluate and Advance Quality: PEAQ) を2015年度で廃止し3種類の 評価コースを用意した点と2013年度から連邦規則遵守プ ログラム(Federal Compliance Program)を導入した点に 焦点を当ててこの2つの改革について考察し、わが国の 認証評価制度改善への示唆を導いたものである。後者は、 NCA-HLC による評価システム改革の概要と学修成果の評 価に焦点を当てて調査を行ったものである。

第2は、NCA-HLCの評価を受審した大学について考 察した研究である。まず、NCA 加盟校のアクレディテーショ ン受審に向けた多様な学位レベルの大学・カレッジの責任 ある教職員の手による『北中部地区基準協会 100 周年 記念論文集』を翻訳したものとして、大学基準協会企画 /早田幸政訳(2003)がある。つぎに、2012年以降に NCA-HLC の評価を受けた大学について考察したものとし ては、山口 (2015a, 2015b, 2015c) と日本高等教育評価 機構 (2014b) がある。前者は、NCA-HLC が従来採用 してきた評価方式 (PEAQ) と1999年に開始した教育質 改善プログラム(Academic Quality Improvement Program, AQIP) の評価方式について、その方式を採用して NCA-HLC の評価を受審した3つの大学の取組みを考察し、ど ちらを利用して NCA-HLC の認定を得ているのか、その選 択にどのような理由があるのか、認定を得るためのプロセス で、内部質保証、とりわけ学修成果測定にどのように取り 組んでいるのかについて主に聞き取り調査を行ったものであ る。後者は、学修成果のアセスメントプロセスやその結果 の利用に焦点を当てて NCA-HLC の評価を受審した 2大 学の取組みを考察したものである2。

第3は、NCA-HLCの評価システムの個別テーマを取り

扱った研究である。例えば、米国における営利大学の展開と地域アクレディテーションの機能を NCA-HLC の評価システムの観点から取り扱ったものとしては、森(2011)がある。さらに、NCA-HLC の AQIP を参考にして、わが国の大学における品質マネジメントの実態を3つの機関別認証評価機関による評価結果から考察したものとしては、赤林(2011)がある。

こうした先行研究の中で、本論文は、前田(2015)の研究内容をベースに、NCA-HLCのウェブサイト等に掲載されている情報をもとに、最新の動向をフォローしながら、より詳しい内容の考察を行い、前田(2015)の研究内容をより進めたものとして位置付けることができる。

本論文と前田(2015)との大きな違いは、以下 2 点に ある。

第1にNCA-HLCの評価プロセスの特色を考察し、今後わが国の大学の機能別分化をより一層促進させる観点から、わが国の大学の成熟度に応じた複数選択可能な評価方式とわが国の大学の状況に応じた評価手法を複数用意することを本論文で提案している点である。

第2にAQIPで採用されている大学と評価機関との間で頻繁にやりとりを行う「ハイタッチ型」の改革・改善志向型評価プロセスについて、今後わが国の大学の教育研究活動等の改革・改善を推進していく重要性に鑑み、わが国の認証評価プロセスに導入することを本論文で推奨している点である。

このような具体的提案をわが国に対して行った先行研究は、管見の限り見受けられないことから、本論文は一定の新規性・独自性があると筆者は考える。

#### 3. NCA-HLC のアクレディテーション基準

#### 3.1. NCA-HLC の概要

NCA-HLC は、全米の6つの地区基準協会の1つとして、1895年に設立された独立団体であり、米国の19州にわたる北中部地区における学位授与を行う中等後教育機関のアクレディテーションを行っている。NCA-HLCのミッションは、高等教育の質を保証し向上させることによって、公共の利益を提供することである。NCA-HLCは、会員によって選ばれた理事会により統治されている。そして、理事によって選出された会長(President)により管理運営が行われている。NCA-HLCのスタッフ数は50人を超えている3。

# 3.2. NCA-HLC のアクレディテーション基準

2012年2月24日、NCA-HLC 理事会は、アクレディテーション、 想定される実践事項(Assumed Practice)、加盟校の義務(Obligation of Affiliation)の基準を採択し

た。NCA-HLCは、機関をレビューする際に、最低要件 を満たすことよりも、継続的な改善の文化を醸成することを 求めている。また、会員校の多様性を認めることも求めて いる。こういった理由から、水準(Standard)ではなく基準 (Criteria) を用いている (NCA-HLC, 2012c, p. 1)。これ らの基準は、2013年1月1日より全ての機関に対して、適 用することとなった (NCA-HLC, 2012c, p. 12)。

# (1) 「指標となる価値 (Guiding Value)」

NCA-HLC のアクレディテーションプロセスは、アクレディ テーション基準 (The Criteria for Accreditation) によって 管理されている。アクレディテーション基準は、基準の説 明(Criterion Statements)と機関の有効性(Institutional Effectiveness) を保証するための「基本的な要素 (Core Components)」から構成されている。アクレディテーション 基準は、機関のアクレディテーションにおける一連の「指標 となる価値(Guiding Value)」を反映したものとなっている。 NCA-HLCは、これらの「指標となる価値」をアクレディ テーション基準の内容やその基準を設定した意図の理解を 促進するために明確化している。NCA-HLCは、表1に ある項目を「指標となる価値」として設定している (NCA-HLC, 2012c, p. 1)<sub>o</sub>

#### 表 1 NCA-HLC アクレディテーション基準:「指標となる価値」

- 1. 学生の学修活動への焦点 2. 公共的な目的としての教育
- 3. 多様であり技術的にグローバ 7. 教育
- 4. 継続的な改善の文化
- 5. エビデンスに基づいた機関 9. ミッションに中心を置いた評 の学習と自己開示
- 6. 誠実性、透明性、かつ倫 理的な行動や実践
- 機関の健全なガバナンス ルに連結した世界のための 8. 機関の持続可能性を確かな ものとするための資源計画と マネジメント

  - 10. ピアレビューを通じたアクレ ディテーション

出所) NCA-HLC (2012c) p. 3~4 をもとに筆者作成

### (2) アクレディテーション基準と評価枠組み

アクレディテーションや再アクレディテーションへの準備に あたって、機関は全てのアクレディテーション基準や基本的 な要素を満たしたエビデンスを提供する必要がある。NCA-HLC は、基本的な要素とアクレディテーション基準に関して レビューを行う。アクレディテーション基準は、表2にある5 つの基準から構成されている (NCA-HLC, 2012c, p. 1)。

そして、基本的な要素とアクレディテーション基準につい ての評価は、表3にある枠組みに基づいて行われる。

機関は全ての基本的な要素を満たした場合にのみアクレ ディテーション基準を満たすこととなる。認定されるためには、 この5つのアクレディテーション基準の全てを満たす必要が ある。NCA-HLC はレビューの結果に基づいて、アクレディ

テーションの認定、継続、否認、取消しを行う (NCA-HLC, 2012c, p. 2)<sub>o</sub>

#### 表 2 NCA-HLC アクレディテーション基準

〈基準 1 ミッション〉

- ・機関のミッションが明らかであり、公表されていること
- ・また、機関のミッションは機関の活動を導いていること。

〈基準2 誠実性:倫理的かつ責任ある実行〉

- ・機関は誠実性をもって活動すること。
- ・また、その実行は、倫理的かつ責任あるものであること。

〈基準3 教授および学修:質、資源、支援〉

・機関は、いついかなる場合も、高い質の教育を提供すること。

〈基準4 教授および学修:評価、改善〉

- ・機関は、教育プログラム、学習環境、サポートサービスの質に 責任を持つこと。
- ・また、機関は、継続的な改善を推進するために設計されたフ ロセスを通じて、学生の学修活動の有効性を評価すること。

〈基準5 資源、計画、機関の有効性〉

- ・機関の資源、構造、プロセスは、機関のミッションを満たし 教育サービスの質を改善し、将来の課題や機会に対応するの に十分なものであること。
- ・また、機関は将来に向けて計画を立てること。

出所) NCA-HLC (2012c) p. 4~8 をもとに筆者作成

#### 表3 基本的な要素と評価基準の評価枠組み

〈基本的な要素の評価枠組み〉

- ・各機関が基本的な要素で示 された期待事項に問題なく到 達しているか、または、上回っ ているならば、その機関は基 本的な要素を満たしている。
- ・各機関が基本的な要素で期 待される事項を実証している が、基本的な要素のいくつか の側面に関するパフォーマン スが改善されなければならな い場合、その機関は懸念事 項があるものの基本的な要素 を満たしている。
- ・各機関が全ての項目において 基本的な要素を満たしていな い、あるいは、1つ以上の到 達していない基本的な要素が ある場合、その機関は基本 的な要素を満たしていない。

- 〈評価基準の評価枠組み〉
- 各機関がアクレディテーション 基準で示された期待事項に 問題なく到達しているか、また は、上回っているならば、そ の機関は同基準を満たしてい
- 各機関がアクレディテーション 基準で期待されている事項を 実証しているが、基準のいく つかの基本的な要素に関す るパフォーマンスが改善されな ければならない場合、その機 関は懸念事項があるものの同 基準を満たしている。
- ・各機関が全ての基準を満た していない、あるいは、1つ 以上の到達していない基準の 基本的な要素がある場合、 その機関は基準を満たしてい

出所) NCA-HLC (2012c) の p. 1~2 に基づき筆者作成

#### 3.3. アクレディテーション基準の特徴

NCA-HLC のアクレディテーション基準について、筆者が 考える3つの特徴を以下で指摘したい。

第1は、基準2で「誠実性 (Integrity)」を据えている 点である。米国では、6つある地区基準協会のうち、ニュー イングランド地区基準協会や中部地区基準協会の機関別 アクレディテーション基準でも、「誠実性」を基準として立て ていること (中村・串田, 2015, p. 139) からもうかがえるよ

うに、米国では、「誠実性」を1つの基準として据え、各機関に倫理的かつ責任ある実行を伴う「誠実性」をもった活動を求めている。この「誠実性」を重視した評価を行っている点は特徴的であるといえる。また、わが国では、日本高等教育評価機構の第2周期の大学評価基準「基準4.自己点検・評価の領域:自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性」にも影響を与えていると見受けられる4。

第2は、5つある基準の中で、基準2と3で「学修」に焦点が当てられ、その質、評価、改善などを求めている点である。また、前述した「指標となる価値」の1番目に「学生の学修活動への焦点」とあるように、NCA-HLCは、アクレディテーションにおいて、各機関が学生の学修活動の有効性を評価することを極めて重視し、各機関に対して、各学生の学修成果を測定するプロセスを有するよう求めている点は特徴的であるといえる。

第3は、基準5で「機関の有効性(Institutional Effectiveness)」を立てている点である。わが国では、高等教育機関全体の有効性に対する評価の実効性を担保する用語として、「内部質保証(Internal Quality Assurance)」が用いられることが多いが、米国では内部質保証という言葉はあまり用いられず、内部質保証に類似した概念として、「機関の有効性」という用語が用いられることが多い。5つある基準の最後にこの用語を用い、「機関の有効性」を重視した評価を行っている点は特徴的であるといえる5。

# 4. アクレディテーション再認定のためのパスウェイ

NCA-HLC は各機関のアクレディテーションの再認定にあたり、①スタンダードパスウェイ(Standard Pathway)、②オープンパスウェイ(Open Pathway)、③ AQIP パスウェイ(Academic Quality Improvement Program Pathway)といった3つの経路を設けている。この3つの経路について、以下で考察する。なお、これらのパスウェイによって評価方法は異なるが、これらのパスウェイに適用される基準は、共通のものとなっている。

#### 4.1. スタンダードパスウェイ

# (1) 対象機関と目的

スタンダードパスウェイは、認定取り消し猶予期間 (Probation) に置かれているか、または、重大な問題点に関する理由開示 (Show-Cause) を言い渡されている大学を除き、すべての認定校がいつでも利用できる評価プロセスである (NCA-HLC, 2016, p. 21)。

NCA-HLC の決定により、スタンダードパスウェイしか受けることができない大学、または、他のパスウェイからスタンダー

ドパスウェイに移行される大学もある。制限の理由としては、主に、①認定されてから 10 年を経過していない、②過去2年以内に、機関の設置者、構造、組織の変更を行った、または、現在変更中である、③過去5年以内にNCA-HLCによる制裁措置やそれに関連する措置を受けている、または、現在、その措置のもとに置かれている、④オープンパスウェイの質イニシアティブ(Quality Initiative)の実施(質イニシアティブの実施内容については後述)にあたっての誠実な努力が見受けられない、などがある(NCA-HLC, 2016, p. 21)。

スタンダードパスウェイを新たに設けた目的には、①各大学の機関情報を可能な限り多く電子データで収集することによって、各大学の報告書作成の負担を軽減すること、②機関のデータを毎年チェックするとともに、10年間に2回、総合評価(Comprehensive Evaluation)を実施することで評価の厳格性を高めること、などがある(NCA-HLC, 2012a, p. 3)。

# (2) スタンダードパスウェイのサイクル

スタンダードパスウェイは、10年サイクルで行われ、質の保証(Quality Assurance)と機関の改善(Institutional Improvement)に焦点を当てたものである。スタンダードパスウェイでは、質の保証と機関の改善が統合された総合評価が行われ、さらに、必要に応じて中間モニタリングを通じた質の保証と機関の改善のレビューが行われる(NCA-HLC, 2016, p. 21)。スタンダードパスウェイは、表4に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりである6。

表 4 スタンダードパスウェイの 10 年サイクル

	年	機関の活動		ピアレビュー	HLC の意思決定活動
	1年目			中間報告書をレビューし、必要に応じて訪	
	2年目	出する(任	必要に応じ	問調査を実施する	る活動を行う
	3年目		て訪問調査 を受ける		
	4年目	総合評価に を提出する	関する資料	総合評価を実施する (訪問調査あり)	総合評価に関する活動を行う
ſ	5年目			中間報告書をレビュー	
	6年目			し、必要に応じて訪	
	7年目	意)	必要に応して訪問調査 を受ける	問調査を実施する	る活動を行う
	8年目				
	9 年目				
	10 年目	総合評価に関する資料 を提出する		総合評価を実施する (訪問調査あり)	総合評価に関する活動とアクレディテーションの再認定を行う

出所: NCA-HLC (2016) の p. 23 より筆者作成

#### 1) 毎年のモニタリング

各機関は、年1回、機関の最新情報 (Institutional

Updates)を提出し、NCA-HLC は、その情報をもとに、組織の健全性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLC によるフォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする 7。

# 2) 4年目の総合評価(訪問調査を含む)

10年サイクルの4年目では、NCA-HLCの定めた評価基準に合致しているかどうかなどの質保証のレビューや、連邦政府の定めた要求事項を遵守しているかどうかのレビュー、さらにはNCA-HLCの評価者チームによる訪問調査などを含めた総合評価が、各機関に対して実施される。質保証のレビューに際して、各機関は、NCA-HLCの定めた各評価基準や基本的な要素をどの程度満たしているか、また、機関の改善のためにどのような努力を払っているかを証明する保証ファイル(Assurance Filing)を提出する。この保証ファイルは、保証の主張(Assurance Argument)と証拠ファイル(Evidence File)という指定の様式から構成され、両者はオンライン上で作成しアップロードすることができるようになっており、そのファイルに基づいてレビューが行われる。4年目の総合評価では、通常、認定に関わる決定は行われない。

# 3) 10 年目の総合評価(訪問調査を含む)

10年サイクルの最後の年には、4年目に実施したのと同じ総合評価のプロセスが実施される。10年目の総合評価の際には、認定に関わる決定とともに、オープンパスウェイ及び AQIP パスウェイ受審への適格性についての決定も行われる。

# (3) Q&Aウェブセミナー及びセミナー

NCA-HLC は、スタンダードパスウェイの評価プロセスの理解を促進するために、スタンダードパスウェイの実施条件や保証ファイルについて、スタンダードパスウェイを選択した大学に対してウェブ上で1時間のQ&Aを受け付けるQ&Aウェブセミナーを実施している。また、総合評価を受けて2年以内の大学に対しては、1日を費やして、対面相談形式で、質保証レビューの具体的な運用について相談を受け助言を与えるスタンダードパスウェイセミナーを開催している(NCA-HLC, 2016, p. 22)。

# 4.2. オープンパスウェイ

#### (1) 対象機関と目的

NCA-HLC の決定により、オープンパスウェイに参加できるのは、①認定されてから少なくとも 10 年を経過している、②過去 2 年以内に、機関の設置者、構造、組織の変更を行っていない、③過去 5 年以内に NCA-HLC による制裁措置やそれに関連する措置を受けていない、などの条件を満たす機関である。ただし、オープンパスウェイの質イニ

シアティブの実施にあたっての誠実な努力が見受けられない場合は、次のサイクルからスタンダードパスウェイに戻される場合がある(NCA-HLC, 2012b, p. 3)。

オープンパスウェイを新たに設けた目的には、①機関が現在置かれている状況に適合する質イニシアティブを選択できるようにアクレディテーションの改善の側面をオープンにすることで、機関の価値を高めること、②各大学の機関情報を可能な限り多く電子データで収集することによって、各大学の報告書作成の負担を軽減すること(スタンダードパスウェイと同じ目的)、③機関のデータを毎年チェックするとともに、10年間に2回、保証評価(Assurance Review)を実施することで評価の厳格性を高めること、などがある(NCA-HLC, 2012b, p. 3)。

# (2) オープンパスウェイのサイクル

オープンパスウェイは、10年サイクルで行われ、他のパスウェイと同様に質の保証と機関の改善に焦点を当てたものである。アクレディテーションのプロセスは、4年目の保証評価、5~9年目の質イニシアティブ、10年目の総合評価から構成されている(NCA-HLC, 2016, p. 26)。オープンパスウェイは、表5に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりである8。

表 5 オープンパスウェイの 10 年サイクル

年	機関の活動	ピアレビュー	HLC の意思決定活動
1年目	機関は証拠ファイルを提出する		
2年目	(任意)		
3年目			
4年目	保証ファイル(保証の主張と証拠 ファイル)を提出する。	保証評価の実施 (訪問調査なし)	質保証レビューの受諾
	機関は証質イニシア	質イニシア	
		ティブ 提 案 書 の レ	
	(任意) 期間 質イニシ	ビュー 質イニシ	
8年目	アティブレ   ポート提出	アティブレ ポートのレ	
9年目	の期間	ビュー	
10 年目	総合評価に関する資料を提出す る	(訪問調査あり)	総合評価に関する活動とアクレディテーション の再認定を行う

出所: NCA-HLC (2016) の p. 27 より筆者作成

# 1) 毎年のモニタリング

各機関は、年1回、機関の最新情報(Institutional Updates)を提出し、NCA-HLCは、その情報をもとに、組織の健全性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLCによるフォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする。

# 2) 4年目の保証評価(訪問調査を含まず)

10年サイクルの4年目において、各機関は、アクレディ

テーション基準を満たしていることを確実にするために保証評価を行う。その際に、機関は、各基準や基本的な要素をどの程度満たしているか、また、機関の改善のためにどのような努力を払っているかを証明する保証ファイルを提出する。この保証ファイルは、前述のとおり、オンライン上で作成しアップロードすることができるようになっている。オープンパスウェイでは、評価員のチームは、それらの文書類を、オンライン上で評価し、同チームが特に必要と判断しない限り、通常訪問調査を実施しない。同チームは、こうした保証評価を行った結果、機関の当該サイクルの継続可否や追加のモニタリングの要求を判定協議会(Institutional Actions Council)に対して勧告する。スタンダードパスウェイと同様に、4年目の保証評価ではアクレディテーションの再認定は行われない。

#### 3) 5~9 年目の質イニシアティブ

各機関は10年サイクルの5年目から9年目にかけて、質イニシアティブプロジェクトを行う。質イニシアティブとは、各機関が自らの抱える現在の課題または抱負に対して自律的に改善するプロジェクトを推進することである。オープンパスウェイのプロセスにある大学は、現在の課題または抱負に適合するように設計した質イニシアティブを行うことが要請される。質イニシアティブは、10年サイクルの5年目から9年目の期間に実施し、この間に完了されるように設計されるが、すでに進行中のイニシアティブを継続する、または、鍵となる事案(key milestone)をより長いイニシアティブのなかで完成させることもある。

質イニシアティブは、次の3つの形式の中から1つを選択する。①大学が、現在の課題または抱負に適した独自の質イニシアティブを設計し提案する。②大学が、NCA-HLCが示すいくつかのトピックメニューから選択する。③ HLC が推進するプログラムへの参加を選択する。

各機関は、質イニシアティブ実施の最後の期間に、プロジェクトの成果に関する報告書を提出する。評価員は報告書をレビューし、各機関がプロジェクトの目的を達成するために誠実な努力を行ったかどうか勧告を行う。この勧告は、10年目に、今後のパスウェイ選択の適格性を決定するために、判定協議会へ送られる。

#### 4) 10年目の総合評価

10年目には、各機関は評価チームによる総合評価を受けることとなる。総合評価では、2回目の保証評価、連邦政府の遵守事項に関するレビュー、訪問調査が行われる。評価チームは各項目を評価し、各機関のアクレディテーションの再認定について勧告を行う。また、判定協議会は、評価資料や評価チームによる勧告のレビューを行い、機関の再認定に関する決定を行う。同時に今後のパスウェイの

適格性の判断を行い、今後のパスウェイの資格を決定する。 ここで質イニシアティブに関する誠実な努力に失敗した大学 は、スタンダードパスウェイに戻される場合がある。

#### 4.3. AQIP パスウェイ

#### (1) 対象機関と目的

AQIP パスウェイは、NCA-HLC の決定により、スタンダードパスウェイに置かれることがない機関(パスウェイを選択する資格を持つ大学)すべてが参加できる評価プロセスである。AQIP は、質改善を計画的・継続的に行うプロセスで、TQM(Total Quality Management)、CQI(Continuous Quality Improvement)、シックス・シグマ、ISO9000 など、主に企業の品質改善や企業全体の向上のために開発された活動にそのルーツがある(前田、2015、p. 239)。AQIPパスウェイは、機関の継続的な質の改善を達成するための手助けを行う目的に基づき設計されている(NCA-HLC、2016、p. 24)。

# (2) AQIP パスウェイのサイクル

AQIP パスウェイは、8年サイクルで行われ、他のパスウェイと同様に質の保証と機関の改善に焦点を当てたものである。ただし、AQIP パスウェイは、他のパスウェイと比較して、機関の継続的な質の改善の手助けを行うことにより重点を置いている。

AQIP パスウェイは、表 6 に示したようなサイクルを通じて行われる。その具体的なサイクルの概略は、以下のとおりであり、他のパスウェイと比較して、頻繁に NCA-HLC とコンタクトを取ることが必要になる<sup>9</sup>。

ピアレビュー 年 機関の活動 HLCの意思決定活動 1年目1つの戦略毎年のアク 毎年のアク フォーラムションプロ ションプロ 2年目への参加 ジェクトの ジェクトのレ システムポー システム評<sup>ビュー</sup> 3年目トフォリオの 価の実施 提出 必要な場合 必要な場合 必要な場合 総合的質 総合的質 総合的質評価に関す 4年目保証評価 評価の実施 る活動 の実施 ( 訪 問 調| 査あり) 5年目1つの戦略 フォーラム 6年目への参加 システムポー システム評 7年目トフォリオの 価の実施 提出 総合的質 総合的質 総合的質評価とアクレ 評価に関す 評価の実施 ディテーションの再認定 8年目 に関する活動 (訪問調査 る資料の提 出 あり)

表 6 AQIP パスウェイの 10 年サイクル

出所: NCA-HLC (2016) の p. 25 より筆者作成

# 1) 毎年のモニタリング(他のパスウェイと同様)

各機関は、年1回、機関の最新情報(Institutional Updates) を提出し、NCA-HLCは、その情報をもとに、組織の健全 性、連邦政府の要求事項の遵守状況、NCA-HLC による フォローアップが必要となる変化がないかなどをレビューする。

#### 2) 毎年のアクションプロジェクト

AQIP パスウェイを選択した機関は、毎年、自らが最も質 の改善にインパクトがあると信じる短期のプロジェクトを、少 なくとも3つ、アクションプロジェクトとして実行し、そのレ ビューした結果をアクションプロジェクトレビューとして提出す ることが要請される。また、その3つのプロジェクトのうち、 少なくとも1つは、学生の学習に焦点を当てたプロジェクト であることが求められる。機関は、そのレビューを提出した後、 NCA-HLC からその内容について助言を得ることができる。

#### 3) 1~2 年目と5~6 年目の戦略フォーラム

戦略フォーラムは、AOIP パスウェイの中でも重要な位置 づけにある。AQIPパスウェイを選択した機関は、8年間の サイクルの中で、1~2年目と5~6年目の期間に、それぞ れ1回ずつ合計2回、戦略フォーラムに参加する。戦略 フォーラムは3日間にわたり開催され、各機関の改善に向 けて新たな戦略を立てるために、他の AQIP パスウェイを 選択した機関から参加したチームと一緒に、協力的環境の なかでワークショップを行う。また、戦略フォーラムでは、当 該機関の質保証システムに対する建設的な意見交換を行 う機会が提供されるとともに、正式な AQIP プロジェクトに 発展する可能性のある特定のプロジェクトに対する情報交 換も行われる。 さらに、NCA-HLC のスタッフは、そのワー クショップにおいて、当該機関に対して必要な支援を行うこ ともある。

#### 4) 3・7 年目のシステムポートフォリオとシステム評価

AOIP パスウェイを選択した機関は、8年間のサイクルの 中の3年目と7年目にシステムポートフォリオを提出する。こ のシステムポートフォリオとは、表7にある AOIP カテゴリー に対して、各機関がそれをいかに計画し、実行したか、 データを用いてレポートにまとめるものである。また、このカテ ゴリーには、アクレディテーションの基準に関するエビデンス も含まれている。

評価者のチームは、システムポートフォリオの内容をシス テム評価(Systems Appraisals)として実行し、当該機関 に対して、機関の改善に向けて行われている努力に対する フィードバックを提供する。また、評価者のチームは、その エビデンスの中から、アクレディテーション基準に関するもの をスクリーニングする。そして、その情報は、当該機関に 対して、8年目の総合的質評価 (Comprehensive Quality Review)の前に提供される。

#### 表 7 AQIP カテゴリー

改訂された AOIP パスウェイ・カテゴリー (現在、6 つのカテゴ リー)は、機関が自らの鍵となるプロセスを点検する際に利用で きるように、また、機関に対して、自らの改善のために、分析し、 理解し、推進する際に利用できるように、フレームワークを提供し たものである。このカテゴリーの使用は、機関のシステムポートフォ リオの発展のために必須である。

カテゴリー1:学生の学習支援 カテゴリー2: 学生やその他のス

テークホルダーのニーズの把握 カテゴリー3:雇用者(教職員

カテゴリー4:計画と指揮 カテゴリー5:知識管理と資源 管理

カテゴリー6:継続的な質改善 に焦点を当てた質の概観

出所)以下 URL より筆者作成

等) の評価

https://www.hlcommission.org/Pathways/aqip-categories.html (2017年3月26日)

#### 5)8年目の総合的質評価

8年目に、各機関は評価チームによる総合的質評価 (Comprehensive Quality Review) を受けることとなる。 総 合的質評価では、システム評価のレビュー、連邦政府の 遵守事項に関するレビュー、訪問調査などが行われる。評 価チームは各項目を評価し、各機関のアクレディテーション の再認定について勧告を行う。

なお、8年サイクルの4年目に関して、①当該大学や HLC の要請があった場合、②3年目のシステム評価で深 刻な懸念点があった場合、③前回のサイクルの8年目に総 合的質評価で重大な問題点があった場合のいずれかにお いて、AQIPパスウェイの4年目に総合的質評価を実施する。

# 5. 連邦規則遵守プログラム

2012年以降のNCA-HLCによる評価システムとして、も う一つ重要な点は、2013年度から連邦規則遵守プログラム (Federal Compliance Program) を導入した点にある(前 田, 2015, p. 238)。この点について以下で述べたい。

# 5.1. 連邦規則遵守プログラムの概要

連邦政府に認可された機関である NCA-HLC は、すべ ての加盟機関が高等教育法の Title IV プログラムに規定 された責任を果たしていることと、その他に定められた連邦 政府による認可要件を満たしていることを確実にすることが 求められている 10。

NCA-HLC によって認定された機関が、連邦政府によ る奨学金の受給資格を得るためには、当該機関とNCA-HLCによるこれらの要件を遵守する必要がある。2016 年9月以降、当該機関は、連邦規則遵守に関する情報 をNCA-HLCへ提出する際に、指定の様式(機関によ る連邦遵守規則ファイル: Federal Compliance Filing by Institutions)に記入するよう求められている。

この様式は、当該機関にとって、どのような情報が必要と されているかをより明らかにするために、また、連邦遵守規 則を確実に履行できるようにするために作成された (NCA-HLC, 2016, p. 37)。この新しく指定された様式は、NCA-HLC のウェブサイトで入手できる 11。

そして、その様式は、表8のような項目からなっている (NCA-HLC, 2017)<sub>o</sub>

#### 表 8 連邦規則遵守に関する項目

- さ、授業料(3項目)
- 2 学生からの苦情に関する記 7 広報および学生募集の資 録(4項目)
- 転学方針に関わる情報の 公表(3項目)
- 学生の身元を確認するため の業務(6項目)
- タイトルIVプログラムにおける データの公表 (3 項目) 責務(以下の8項目)
- 1) 一般的責務 2) 財務に関 ション機関との関係(1項目) する責任要件 3) 債務不履 11 コメントする機会について 行率 4) キャンパスの犯罪情 の社会への通知(3項目) 報、スポーツへの参加と財政支 12 コンピテンシーベースのプロ 示 5) 学生の知る権利 6) |教員・学生の参加を含む) 十分な学力向上及び出席の方 7) 連邦政府から認可され たアクレディテーション機関の認 定を受けていない第3者との教 育プログラムに関する契約関係 の開示 8) 連邦政府から認 可されたアクレディテーション機 関の認定を受けた第3者とのコ ンソーシアム関係の開示
- 単位時間、プログラムの長 6 学生及び社会のために必 要な情報 (3項目)
  - 料、ならびにその他の一般情報 (4項目)
  - 8 学生の学習成果に関する データの評価(4項目)
  - 9 学生の学習成果に関する
    - 10 州及び他のアクレディテ
- 援、および関連する情報の開
  グラム(直接評価プログラムや

出所) NCA-HLC (2017) より筆者作成

# 5.2. 連邦規則遵守のプロセス

NCA-HLC の認定を得ようとする大学は、この項目につ いて所定の様式で状況を報告しなければならず、また、こ のプログラムをすべてのコースの総合評価プロセスで実施し なければならない。すなわち、スタンダードパスウェイに参加 している機関は、4年目と10年目の総合評価の際に、オー プンパスウェイに参加している機関は、10年目の総合評価 の際に、それぞれ連邦規則の遵守要件を満たしていること を証明しなければならない。また、AQIPパスウェイに参加 している機関は、8年目の総合的質評価の際に、連邦規 則の遵守状況を説明する必要がある (NCA-HLC, 2016, p. 3)<sub>o</sub>

なお、機関による連邦遵守規則ファイルの様式は、A4 で14頁のものとなっており、その内容は、各質問項目に対 して、YESか Noのチェックリスト形式で答えるものと、どの ような取組みを行っているか記述式で回答するものとで構成 されている (NCA-HLC, 2017)。連邦規則を遵守している か否かを明確にチェックできるような様式が整えられている。

#### 6. 結論

ここでは、「1. 本稿の目的」で位置付けた問題に対し て、NCA-HLCによる3つのパスウェイの特色を考察しなが ら、わが国の認証評価制度改善に向けた示唆を導きたい。 以下で、これまで述べてきた3つのパスウェイからうかがえ る特色と、そこから導き出されるわが国の認証評価制度改 善に向けた方向性についての筆者の見解を述べ結論にか えたい。

# 6.1. NCA-HLC の評価システムの特色

第1の特色は、大学の成熟度に応じてパスウェイが選 べる選択的評価を行っているという点である。NCA-HLC の新たなアクレディテーションプロセスでは、大学の成熟度 に応じて、3つのパスウェイが用意されており、各大学は自 らの特性に応じて、そのパスウェイを選択することができよう になっている点は大きな特色である。また、各大学の成熟 度に応じて、各大学の評価の負担割合が考慮されている パスウェイとなっている点も大きな特徴といってよいだろう。さ らに、こうした評価システムは、近年、アメリカのみならず、 大学評価の先進国とされるイギリスでも採用されている。例 えば、イギリスでは、イングランド高等教育財政カウンシル (HEFCE) が、2016年3月に新たな質保証制度を開始し、 高等教育機関をその成熟度により3段階に分類し、各段階 に応じて異なるレビューを実施している (HEFCE, 2016)<sup>12</sup>。

第2の特色は、特にAOIPパスウエイに顕著にみられる が、大学と評価機関との間で頻繁にやりとりを行う、いわば 「ハイタッチ型評価」であり、各大学の改革・改善を評価 機関側が積極的に促す改革・改善志向型評価であるとい う点である。AOIPパスウェイにある大学は、8年サイクル の中で、各大学が定義したニーズに関する様々なプロジェ クトを実施し、その実施内容について、NCA-HLC の評価 員から頻繁にフィードバックを受けることで、その大学の教 育研究活動等の改革・改善を積極的に促す評価システム となっている。

#### 6.2. わが国の認証評価制度改善への示唆

わが国では、1998年の大学審議会答申「21世紀の大 学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性 が輝く大学一」以来、個性輝く大学の出現が求められ、また、 認証評価制度においても、中央教育審議会大学教育部会 などで、大学の機能別分化の進展に対応した評価のあり 方に関する改革の方向性の案が示されている。今後、わ が国において、より一層、大学の多様化・個性化を促進 させる観点に立ち、こうした大学の成熟度に応じた複数選 択可能な評価のあり方を検討することとともに、わが国の大

学の状況に応じた評価手法を複数用意するということの是非について、わが国の認証評価制度との法的整合性も含めて検討していく必要があるのではないかと考える。NCA-HLCの第1の特色は、このような点をわが国の認証評価制度改善に向けて示唆しているのではないかと考える。

本稿の冒頭において、わが国の大学で内部質保証に問 題を抱えている大学が少なからず存在している点を述べた が、NCA-HLC で採用されている大学と評価機関との前述 した「ハイタッチ型評価」を通じて、各大学の改革・改善 を促進させる評価プロセスのあり方については、わが国に とって参考になる部分が多々あるのではないかと考える。わ が国では、近年、評価疲れの克服や評価の負担軽減を 図ることが指摘され、評価システムの簡素化を図り「ライト タッチ型評価」を志向する向きがあるが、NCA-HLCでは、 各大学の改革・改善をより一層促進させるために、AQIP パスウェイという「ハイタッチ型評価」プロセスが設定され ている。このパスウェイを選択した大学は、自らのニーズに 合致した様々なプロジェクトの活動実績と改善状況を目に見 えるかたちで、NCA-HLC に頻繁に報告し、NCA-HLC の 評価員から数多くのアドバイスを受けることができることから、 このパスウェイは、大学自らの教育研究活動等の改革・改 善に結びつける評価プロセスになっているといえる。今後、 わが国の大学において、より一層、各大学の教育研究活 動等の改革・改善を推し進めていく重要性に鑑み、こうした 「ハイタッチ型」の改革・改善志向型評価プロセスをわが 国の認証評価プロセスに導入することの是非について、わ が国の認証評価制度との法的整合性も含めて検討していく 必要があるのではないかと考える。NCA-HLCの第2の特 色は、このような点をわが国の認証評価制度改善に向けて 示唆しているのではないかと考える。

# 7. 残された課題

最後に、本稿での残された課題を以下で指摘したい。 本稿では、主に評価機関側の視点から考察してきたが、 NCA-HLC の新たな評価プロセスを受審した大学の実態に ついて考察し、評価受審側の観点から、その成果や課題 を考察する必要がある。例えば、NCA-HLC (2016)の p. 52 には、3 つのパスウェイを受審した大学の事例が紹介され ているが、各パスウェイを選択した結果、どのような成果や 課題が得られたのかなどを今後考察することが必要である。

## 注

<sup>1</sup> 文部科学省「学校教育法第100条第2項に規定する 基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の1部を 改正する省令の公布について(通知)」平成28年3月 31 日より。

<sup>2</sup> なお、論文執筆時点で、まだ研究成果報告書は公表されていないが、NCA-HLCとその評価受審大学に訪問調査を実施し、質マネージメントの観点から、科学研究費調査を行ったものとしては、以下がある。前田早苗・工藤潤「アメリカの大学における質マネージメントに関する事例研究」https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-15K04345/(2017年3月27日)

<sup>3</sup> これらの記述は、以下の NCA-HLC のサイト「About the Higher Learning Commission」に基づく。

https://www.hlcommission.org/About-the-Commission/about-hlc.html(2017 年 3 月 27 日)

<sup>4</sup>日本高等教育評価機構「平成 27 年度版 大学評価基 準」を参照。

http://www.jihee.or.jp/achievement/college/pdf/ hyokakijyun140902.pdf(2017 年 3 月 27 日)

<sup>5</sup>米国における「機関の有効性」に着目した研究として、 例えば、鳥居(2016)があり、p. 204~206において、こ の点が考察されている。また、佐藤(2014)では、大学 評価における機関の有効性と内部質保証について、日米 の比較分析を行っている。

<sup>6</sup> 以下の記述は、NCA-HLC「Standard Pathway」のホームページを参照して記述。

https://www.hlcommission.org/Pathways/standard-overview. html (2017 年 3 月 25 日)

「連邦政府の要求事項の遵守状況は、以下の「5 連邦 規則遵守プログラム」で詳述する。

<sup>8</sup> 以下の記述は、NCA-HLC「Open Pathway」のホームページと NCA-HLC(2016)の p. 26 を参照して記述。

https://www.hlcommission.org/Pathways/open-overview. html(2017 年 3 月 25 日)

<sup>9</sup> 以下の記述は、NCA-HLC「AQIP Pathway」のホームページとNCA-HLC(2016)の p. 24 を参照して記述。

https://www.hlcommission.org/Pathways/aqip-overview.html (2017 年 3 月 25 日)

<sup>10</sup> 連邦奨学金の受給資格は、高等教育法の第4編、いわゆるタイトル IV に規定されており、ここでいう責任を果たしていることとは、すべての加盟機関が、高等教育法のTitle IV プログラム(アクレディテーション機関による適格認定を奨学金の受給資格の根拠とする一連の条文)に定められた要件を満たしていることを指す。

11この様式は、以下のサイトから入手できる。

https://www.hlcommission.org/Policies/federal-compliance-program.html(2017 年 3 月 26 日)

12 大学改革支援・学位授与機構のホームページ「英国に

おいて新たな質保証制度開始へ」(以下のサイト)において、その概要が整理されている。

https://qaupdates.niad.ac.jp/2016/06/02/hefce\_2016/(2017 年 3 月 26 日)

#### 引用文献

- 赤林隆仁 (2011). 「大学における品質マネジメントに関する考察:マネジメントサイクルの観点から」 『埼玉学園大学紀要経営学部篇』11号,133-143.
- 大学基準協会 (1998). 『平成9年度 米国基準協会等 の大学評価に関する実態調査報告書 (中間報告)』.
- 大学基準協会 (1999). 『平成 10 年度 米国基準協会 等の大学評価に関する実態調査報告書 (第 2 次中 間報告)』.
- 大学基準協会 (2016). 『第3期認証評価における大学 評価システムの変更について』 平成 28 年度大学 評価シンポジウム発表資料. (http://www.juaa.or.jp/ images/symposium/pdf/university/symposium/h28/ common document 01.pdf) (2017年3月27日)
- 大学基準協会企画 / 早田幸政訳 (1995). 『アメリカ北中 部地区基準協会の大学・カレッジ評価ハンドブック』 紀伊国屋書店.
- 大学基準協会企画 / 早田幸政訳 (2003). 『大学・カレッジ教育評価実例ハンドブック: アメリカ北中部地区基準協会「自己評価と改善・改革に関する論集」より』エイデル研究所.
- HEFCE (2016). Revised operating model for quality assessment. (http://www.hefce.ac.uk/pubs/year/2016/201603/) (2017年3月27日)
- 前田早苗(2015).「北中部地区基準協会高等教育委員会(NCA-HLC)調査報告」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』238-242.
- 森 利枝 (2006). 「米国における営利大学の展開と地域 アクレディテーションの機能」大学評価・学位授与機 構『大学評価・学位研究』第4号, 3-13.
- 中村安希・串田藍子 (2015). 「海外の評価機関における 評価者研修に関する調査 (アメリカ合衆国)」大学 基準協会『大学評価研究』第 14 号, 124-140.
- NCA-HLC (2012a). HLC Pathways for Reaffirmation of Accreditation The Standard Pathway. (https://www.

- lssu.edu/hlc/documents/StandardPathwayBooklet3-12Final.pdf)(2017 年 3 月 27 日)
- NCA-HLC (2012b). *HLC Pathways for Reaffirmation of Accreditation The Open Pathway*. (http://accreditation.unm.edu/common/docs/open-pathways-booklet.pdf) (2017年3月25日)
- NCA-HLC (2012c). *The New Criteria for Accreditation*. (http://www.unco.edu/hlc/pdf/Criteria\_Book\_Final. pdf) (2017年3月27日)
- NCA-HLC (2016). *Higher Learning Commission 2016*Resource Guide. (http://download.hlcommission.org/
  ResourceGuide\_2016-04\_INF.pdf) (2017 年 3 月 25 日)
- NCA-HLC (2017). Federal Compliance Filing by Institutions. (https://www.hlcommission.org/Policies/federal-compliance-program.html) (2017年3月26日)
- 日本高等教育評価機構 (2014a).「北中部地区基準協会 高等教育委員会」『平成 25 年度 認証評価に関す る調査研究』 62-77.
- 日本高等教育評価機構 (2014b). 「ノースウェスタン大学、 ハロルド・ワシントン・カレッジ」 『平成 25 年度 認証 評価に関する調査研究』 81–87.
- 佐藤仁 (2014). 「IR から IE へ?―大学評価における IE と内部質保証の比較分析―」大学評価担当者集会 2014報告資料 5. (http://iir.ibaraki.ac.jp/jcache/documents/2014/acc2014/session1/acc2014-1\_sato\_ppt.pdf) (2017年3月27日)
- 鳥居朋子(2015).「第6節 内部質保証システムを支える IR 機能」大学基準協会編『大学評価論の体系 化に向けた調査研究報告書』202-209.
- 山口 豪 (2015a). 「コンコルディア大学シカゴ校の質保 証の取り組みについて」大学基準協会編『大学評 価論の体系化に向けた調査研究報告書』 249–252.
- 山口 豪 (2015b).「ノースイースタン・イリノイ大学の質保証の取り組みについて」大学基準協会編『大学評価論の体系化に向けた調査研究報告書』 252-255.
- 山口 豪 (2015c).「ナショナル・ルイス大学の質保証の 取り組みについて」大学基準協会編『大学評価論 の体系化に向けた調査研究報告書』 255–259.

Research Notes

# Characteristics of the Accreditation Process in the Higher Learning Commission on the North Central Association of Colleges and Schools: Implications for Improving the Certified Evaluation and Accreditation System in Japan

# Go Yamaguchi

(Undergraduate Academic Affairs, Digital Hollywood University)

The purpose of this study is to consider the characteristics of the accreditation process in the Higher Learning Commission on the North Central Association of Colleges and Schools (NCA-HLC) so that each university in Japan will be able to improve its research and educational activities.

First, a general view of the recent environments surrounding Japanese universities is provided, and second, previous research related to the NCA-HLC accreditation system is surveyed in this paper.

Third, the features of the new NCA-HLC accreditation process from 2013 is analyzed, focusing on the following three pathways: Standard Pathway, Open Pathway, and Academic Quality Improvement Program Pathway of the NCA-HLC.

Finally, based on the above considerations, future directions to improve the Certified Evaluation and Accreditation System in Japan are proposed.

Keywords: North Central Association of Colleges and Schools, Standard Pathway, Open Pathway, Academic Quality Improvement Program Pathway, Federal Compliance Program